弁理士とは何やろ？《補充版》

福本国際特許事務所　福本　2024年4月作成

「弁理士とは何やろ？」を、以下の通り補充致します。

1．『いろいろな知的財産（2）』（p. 3）

意匠権、著作権の存続期間は、その後の法改正により、以下の通りとなります。

意匠権の存続期間：

平成19年(2007年)3月31日までの出願は、登録から15年；
平成19年(2007年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの出願は、登録から20年；
令和2年(2020年)4月1日以降の出願は、登録から出願の２５年後まで；

著作権（及び隣接権）の存続期間：

平成30年(2018年)12月30日に施行された改正著作権法により、それまでの「著作者の死後50年、無名・変名・団体名義・映画の著作物については公表後50年、実演については実演後50年、レコードについては発行後50年、放送・有線放送については放送後50年」が、「50年」から「70年」に改められました。

著作権・隣接権は、創作・公表・実演・発行・放送の翌年から起算され、「50年」又は「70年」を経過するまで存続します（起算年を1年目として50年目又は70年目の12月31日まで存続する）。平成30年(2018年)が50年目又はそれ未満であった著作権・隣接権は、さらに70年目まで存続することになります。

2．『特許権の生かし方』（p. 4）

「仮通常実施権」・「通常実施権」の登録制度は、平成24年（2012年）4月1日施行された法改正により、廃止されました。これは、登録が無くても「特許を受ける権利」・「特許権」等の承継人に対して「仮通常実施権」・「通常実施権」を主張できるように、法改正がなされたことに伴うものです（実務上「当然対抗制度」と称されます）。

3．『費用はどのくらい？（弊所料金ではありません）』（p. 14）

あくまで2010年当時の大雑把な目安ですので、手直しはしないことに致します。
特許庁費用は、特許庁ウェブサイト
（https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html）をご参照下さい。
弁理士費用は、各特許事務所にお尋ね下さい。

4．『印紙代が安くなる制度』（p. 16）

このページは、現在では通用しません。2019年4月1日より、特許庁による「新減免制度」が始まり、それにより減免措置が拡充され、手続も簡素化され、利用し易くなっています。その概要は以下の通りです。

2019年4月1日以降に審査請求する特許出願の審査請求料・特許料（1～10年分）が、中小企業様・中小個人事業主様には、一律に１／２に軽減されます。
国際出願（PCT出願）費用も、同じく１／２に軽減されます。

2019年4月1日より前の一定期間内に特許の審査請求又は国際出願（PCT出願）を行った場合に、小規模企業様・小規模個人事業主様の特許審査請求料・特許料（1～10年分)・国際出願費用が１／３へ軽減される制度も、引続き維持されます。

市町村民税非課税の個人様の特許審査請求料・特許料（1～3年分)の全額免除・特許料（4～10年分)の１／２軽減も、維持されます。

所得税非課税の個人様の特許審査請求料・特許料（1～10年分)の１／２軽減も、維持されます。

いずれも、減免申請書と証明書の提出は、不要となります（審査請求書・特許料納付書への特記事項の記載は要します）。但し、国際出願については、軽減申請書の願書への添付を要します（証明書は不要です）。

国際出願費用のうち、国際出願手数料・取扱手数料（国際事務局の手数料）については、手続後の交付申請により、事後的に特許庁より交付を受けることになります（それまでの１／３軽減措置の国際出願手数料等と同様）。
但し、令和6年(2024年)1月1日以降に行う国際出願については、国際出願費用と同様に、出願時に軽減されます。

詳しくは、以下の特許庁のウェブページをご参照下さい
新減免制度については、
https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html
国際出願の軽減措置については、
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html
令和5年(2023年)12月末までになされた国際出願の国際出願手数料・取扱手数料の交付措置については、
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

５．『出願後までは発明を秘密に』（p. 49）
p. 49下段の「例外的な扱い」について：

特許法の改正により、出願日が平成２４年４月１日以降の出願については、発明品の販売など、出願人の行為に起因する幅広い行為が、新規性喪失の例外の規定（例外的な扱い）の対象となりました。国内・外国の特許・実用新案・意匠・商標公報に掲載

されたものは、従来通り対象外であることが明確にされています。新規性を失った日から６箇月以内に出願すべきこと、出願から３０日以内に証明書を提出すべきこと、については変わりありません。

特許法の更なる改正により、新規性喪失の例外期間が６か月から１年に延長されました。2018年6月9日以降にする出願が対象となります。2018年6月9日以降の出願であっても、2017年12月8日以前に公開された発明については、延長された例外期間は適用されません。

６．『創り出してみよう知的財産・・・（発明の巻２）』（p. 53）
『「特許庁電子図書館」を利用しよう』（p. 54）

「特許庁電子図書館」は、J-PlatPat「ジェイ・プラットパット」
（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/）にリニューアルされています。

７．『５年も使える「特許出願中」』（p. 61）

現在では、審査請求の後、特許庁から最初の通知が来るまで、１年近くかかります。
→出願から３年後ぎりぎりに審査請求をすると、仮に拒絶された場合でも、拒絶が確定するまでの時間を考慮すると、出願から４年超ほどの間、「特許出願中」の表示が使えます。